

阿新虹の訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 阿新虹の訪問看護ステーションの概要

- (1) 職員体制 管理者1名(看護師)
看護師 常勤換算 2.5 名以上
- (2) 通常の実施地域 新見市全域
- (3) 営業時間
月～金曜日 8時30分～17時
土曜日 8時30分～12時30分
- (4) サービスの提供時間帯
月～金曜日 9時～16時30分
土曜日 9時～12時

2. 当ステーションの運営方針

当ステーションは、利用者の生活の質の確保を図ることを目的とし、サービス計画に基づいて、日常生活動作能力の維持・回復の援助や患者の病状に応じ、必要時には変更しながら、適切な看護を提供します。そして、住み慣れた地域・家庭で療養ができるように支援します。

指定介護予防サービスに該当する方は、可能な限り、家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復と生活機能の向上を目指し支援します。

3. 主な事業の内容

- (1) 病状の観察
- (2) 医師の指示に基づいた医療処置(服薬指導、服薬管理、留置カテーテル等の管理、注射、床ずれ、その他創部の処置等)
- (3) 日常生活の援助(入浴介助、清拭、排泄援助、食事介助、寝たきり予防、療養環境整備援助など)
- (4) リハビリテーション(体位交換、日常生活訓練、散歩など)
- (5) 介護指導、介護機器の紹介
- (6) 福祉サービス紹介
- (7) 介護保険に関する相談、援助

4. 相談窓口

担当者 須藤 美帆(当ステーション管理者)

電話 72-7370

月～金曜日 8時30分～17時

土曜日 8時30分～12時30分

5. 利用料金

*利用料金は別紙参照。

*利用者負担は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等に基づき利用者より所定の額(1割～3割)を徴収します。その他の利用料については別に定めます。

*この規定する費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容および費用について事前に文書で説明した上で、支払いを受けます。

*早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%増しとなります。

*深夜(22時～6時)は50%増しとなります。

*介護保険利用の方は、交通費は不要です

*死後の処置は保険対象外となるので、11,000円のご負担をいただきます。

*利用料の支払いは月末締めとし、翌月口座引落しか現金で支払ってください。

6. 緊急時の対応

利用者の方が病気の急変されたときは、下記へご連絡下さい。主治医と連携をとって対応します。

電話0867-72-7370 携帯電話090-3176-7003

7. 事故発生時の対応

当該利用者の方に対し訪問看護の提供により、事故が発生した場合は利用者の御家族、市町村、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、速やかに必要な措置を行い、事故の原因の解明と対策を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常時災害時の対応

災害の状況により、出来る限りの安全対策をしたうえで、訪問をうちきることもあります。

実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。

災害の為の緊急依頼は対応できません。

9. 苦情のある場合

(1) 苦情相談窓口

当事業所苦情受付担当者 須藤 美帆 電話 (0867) 72-7370

当事業所苦情解決責任者 須藤 美帆

(介護事業部)森脇あゆみ 電話(086)444-4321

新見市高齢者支援課 電話(0867)72-3148

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 電話 (086) 223-8811

(2) 苦情処理に当たっては迅速に利用者の立場に立って対応します。

(3) 申し出があれば、他の訪問看護事業所への紹介も行います。

10. 第三者評価の実施状況について

(1) 日本医療福祉生活協同組合連合会による利用者アンケート

2023年11月実施

(2) BSI グループジャパン株式会社による ISO サーベイランス

2023年8月実施

いずれの結果もご希望の方には開示いたします。

11. キャンセルについて

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

電話 72-7370 携帯電話 090-3176-7003

12. 個人情報保護のお取り扱いについて

- ①当ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理して参ります。
- ②当ステーションは訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。
- ③利用者の皆様の個人情報は訪問看護の提供以外にも以下のような場合に必要に応じて、第三者に提供される場合があります。
 - ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
 - ・ 緊急時・災害時において生命・身体の保護の為、利用者の安否情報を行政に提供
 - ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
 - ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 保険者への相談、届出及び照会への回答
 - ・ 学会、研究会等での事例研究発表
 - ・ 学生等の実習、研修への協力のため

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催します。
- ・ 虐待防止のための指針を整備します。
- ・ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ・ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

14. 身体拘束の禁止に関する事項

- ・ 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- ・ 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録する。

15. ハラスメント対策

暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的、性的言動など、信頼関係を築く事が困難となった場合、法人内で協議し、行政機関や弁護士等と相談の上、契約解除させていただく事もあります

上記のとおり、説明しました。

説明日 年 月 日

説明者 職名 管理者 氏名 須藤美帆

承 諾 書

倉敷医療生活協同組合
代表理事 高羽克昌 様

阿新虹の訪問看護ステーションより、令和6年6月改定された別紙内容の説明を受け、同意しましたので阿新訪問看護ステーションの「訪問看護」の提供を開始することを承諾します。個人情報の取り扱いについても、承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名



- ・ サービス提供体制強化加算 I
- ・ 緊急時訪問看護加算
- ・ 特別管理加算(I)(II)
- ・ ターミナルケア加算
- ・ 初回加算
- ・ 看護体制強化加算(II)
- ・ 退院時共同指導加算
- ・ 複数名訪問看護加算

上記○印の算定について、承諾します。

氏名

